
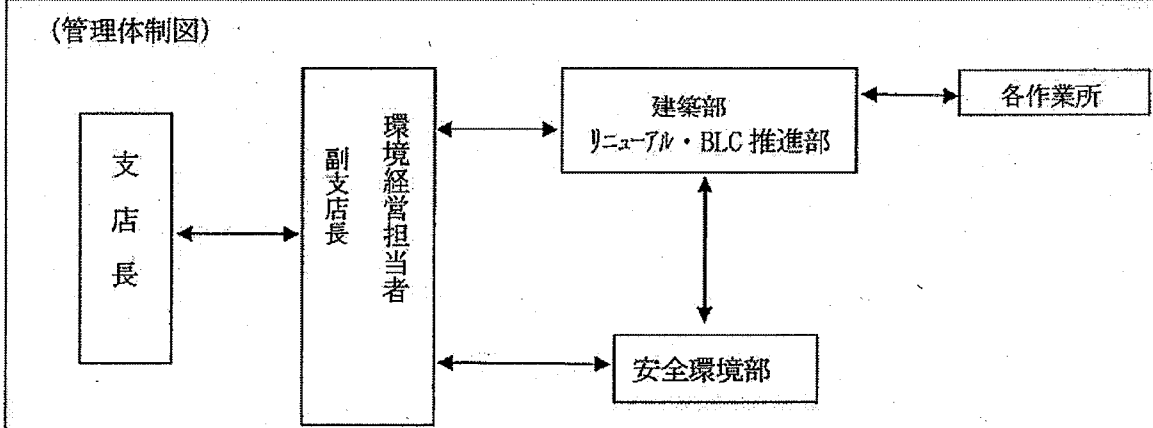


（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和5年6月30日	
千葉市長	殿
	提出者
	住所 千葉市中央区富士見2-11-1
	氏名 清水建設株式会社 千葉支店 執行役員支店長 原田 知明
	電話番号 043-227-0231
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	清水建設株式会社 千葉支店
事業場の所在地	千葉県千葉市中央区富士見二丁目11番1号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業 総合工事業
②事業の規模	前年度の完成工事高 46,543百万円(全件)
③従業員数	228人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	委託による。 主な委託内容は別紙のとおり。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	排出量	同上	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	排出量	同上	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・工事の進捗に合わせ分別を計画し実施。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現在の実施事項の継続。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	全処理委託量	同上	t
	優良認定処理業者への処理委託量	同上	t
	再生利用業者への処理委託量	同上	t
	認定熱回収業者への処理委託量	同上	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	同上	t
	(これまでに実施した取組)		
・信頼のおける業者数社を選定し、包括管理を実施。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	全処理委託量	同上	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	同上	t
	再生利用業者への 処理委託量	同上	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	同上	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	同上	t
(今後実施する予定の取組)			
・現在実施している事項の継続。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。







# 委託内容一覧

副産物の種類	処理施設	処分方法	
建設汚泥(残土を除く)	中間処理施設	固化/中間処理その他	→再生利用
		脱水	
		脱水/固化	
		中間処理その他	
廃油	中間処理施設	中間処理その他	
		焼却	
廃アルカリ	中間処理施設	焼却	
廃プラスチック類(未分類)	中間処理施設	破砕	
		破砕/圧縮/中間処理その他	
		破砕/中間処理その他	
		圧縮	
廃プラスチック類	中間処理施設	破砕	
		圧縮	
廃ウレタン材	中間処理施設	破砕	
廃塩ビ管(廃プラスチック類)	中間処理施設	破砕	
		破砕/圧縮/中間処理その他	
		圧縮	
ダンボールくず(紙くず)	中間処理施設	破砕	
		破砕/圧縮	
		破砕/中間処理その他	
		圧縮	
紙くず	中間処理施設	破砕	
木くず	中間処理施設	破砕	
		破砕/圧縮	
金属くず	中間処理施設	破砕	
		圧縮	
軽鉄残材	中間処理施設	破砕	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	中間処理施設	破砕	
		中間処理その他	
	最終処分場(直送)	管理型埋立	

副産物の種類	処理施設	処分方法	
グラスウール	中間処理施設	破砕	→再生利用
		中間処理その他	
廃岩綿吸音板(ガラス・陶磁器くず)	中間処理施設	破砕/中間処理その他	
リサイクル廃石膏ボード	中間処理施設	破砕	
		中間処理その他	
廃ALC板(ガラス・陶磁器くず)	中間処理施設	破砕	
その他のがれき類	中間処理施設	破砕	
コンクリートがら	中間処理施設	破砕	
アスファルト・コンクリートがら	中間処理施設	破砕	
安定型混合廃棄物	中間処理施設	破砕	
		破砕/圧縮	
管理型混合廃棄物	中間処理施設	破砕	
		破砕/圧縮	
		破砕/圧縮/中間処理その他	
廃電池類	最終処分場(直送)	中間処理その他	
ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石綿含有廃棄物)	最終処分場(直送)	安定型埋立	
		管理型埋立	
廃プラスチック(石綿含有廃棄物)	最終処分場(直送)	安定型埋立	
		管理型埋立	
がれき類(石綿含有産業廃棄物)	最終処分場(直送)	安定型埋立	
		管理型埋立	
廃水銀灯(水銀使用製品産業廃棄物)	中間処理施設	破砕/切断	
廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)	中間処理施設	破砕	
			→再生利用